

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則第二十条各号に規定する手続を行
つ者の使用に係る電子計算機に係る基準

平成十四年経済産業省告示第四百十号

平成十四年十二月 六日 公布

平成十五年 二月 三日 一部改正

平成十五年 二月十三日最終改正

平成十五年 四月 一日 施行

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(平成十四年経済産業省令第百十九号。

以下「規則」という。)第二十条各号に規定する手続を行つ者の使用に係る電子計算機は、次の各号に掲げる
機能のすべてを備えたものでなければならない。

- 一 経済産業大臣が交付するソフトウェア又は規則第二十条に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算
機から入手したソフトウェアを用いて、同条に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手し
た基準利用量届出様式、電気事業者の氏名等変更届出様式、口座開設届出様式、口座に関する氏名等変更

届出様式、口座廃止届出様式、新エネルギー等電気相当量記録届出様式、新エネルギー等電気相当量の減
量又は増量届出様式、基準利用量の減少申請様式、新エネルギー等発電設備認定申請様式、新エネルギー
等発電設備変更認定申請様式、新エネルギー等発電設備廃止届出様式、新エネルギー等発電設備氏名等変
更届出様式及び義務履行量届出様式に入力できる機能

一 規則第二十条に規定する経済産業大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能